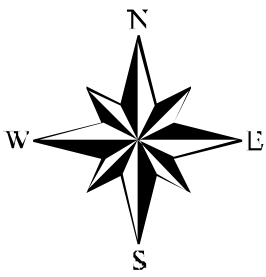
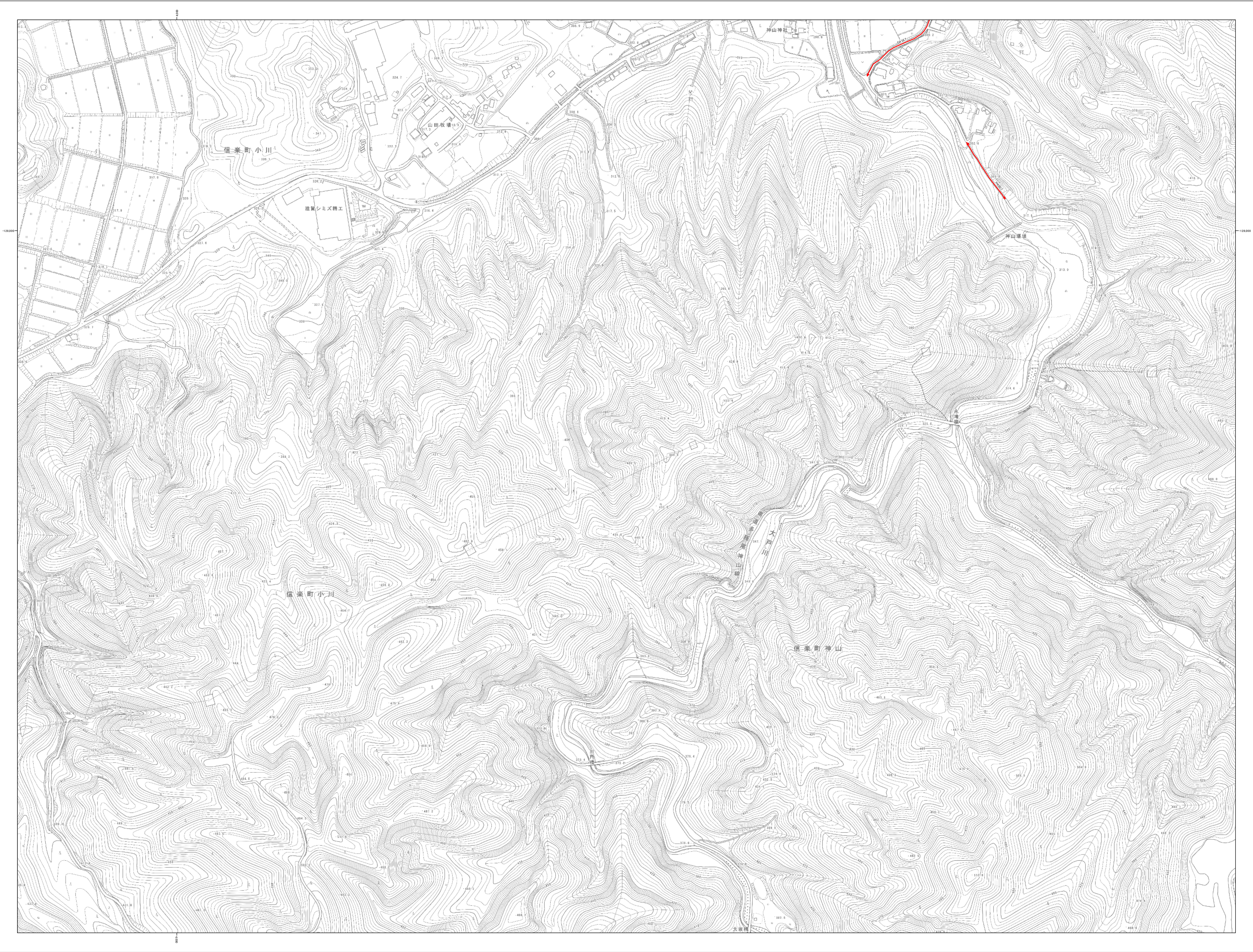


建築基準法に規定する道路に関する情報図（信楽地区）



判定図凡例

路線形状着色凡例	
	42条1項4号道路
	42条1項5号道路
	42条2項道路

道路に明示している数字は、集計のために独自に割りふったものです。

取扱注意

この道路情報図は、建築確認申請審査の際の参考とするためのもので、建築確認申請書を作成するためのものではありません。従って、設計者は現地調査の上、建築確認申請する必要があります。今後、この道路情報図は、申請内容と異なる場合、現地確認や過去物件の調査および関係者からの聴取等により、総合的に判断の上、加筆、訂正される場合があります。

滋賀県 建築指導室

